

有田ダム他 ダム調査委託（ダム再生計画）

【 佐賀県管理ダム再生計画検討業務 】

特 記 仕 様 書

佐賀県 県土整備部 ダム管理事務所

第1章 総 則

1. 本特記仕様書は、佐賀県管理ダム再生計画検討業務に適用する。

第2章 工事内容

1. 業 務 名 : 有田ダム他ダム調査委託(ダム再生計画)
2. 業務場所 : 佐賀県西松浦郡有田町白川 他
3. 業務概要 : ダム再生計画検討業務 一式

第3章 業務仕様

1. 業務目的

- ・ 本業務では、佐賀県の管理する 13 ダムを対象として既設ダムを最大限に活用することを目的とし、既設ダムの現有機能を点検し、運用上の課題等を整理し、ダム再生計画基本方針立案に向けた基礎資料を整備する。

2. 適用設計基準・参考図書

- ・ 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書のほか「設計・調査・測量業務委託共通仕様書(以下、共通仕様書と呼ぶ)」、(佐賀県 県土整備部、農林水産部及び地域交流部)、「電気通信施設設計業務共通仕様書(平成 29 年 3 月)」及び下記により実施する。

各ダム操作規則・操作細則

ダム・堰施設技術基準(案)

佐賀県土木工事等共通仕様書

電気通信設備工事共通仕様書

なお、業務の実施にあたって、設計基準、関連法規等の最新版の技術基準及び関係法規に基づいて実施するものとし、出典根拠については報告書にわかりやすく記載し、使用した関係資料は報告書に添付する。

3. 業務の着手

受注者は、契約終了後 15 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

4. 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事の請負者と、資本・人事面において関係があるものを置いてはならない。
2. 監督職員は、必要に応じて、下記に示す事項について報告を求めることができる。
 - 一 技術者経歴・職歴
 - 二 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業(建設業許可業者、製造業者等)の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。

5. 守秘義務

受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、義務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

6. 第三者に対する安全措置、土地立ち入り等

- ・ 現地調査時には、車両に何の調査を行っているか明示し、一般通行の妨げとならないように留意しなければならない。
- ・ 現場業務の実施に際しては、諸資材等の搬入時の交通安全対策に十分に留意しなければならない。
- ・ 土地に立ち入る場合は、受託者の責任において地元区長を含む、関係者と緊密かつ十分な協調を保ち現地調査を進めなければならない。
- ・ 現地調査を実施する場合、必ず身分証明書を携帯して業務に当たる。
- ・ 身分証明書は、土地等の所有者、第三者等からの請求があったときは、速やかに提示するものとする。

7. 関連業務

- ・ 本業務に関連した設計業務を別途に発注した場合は、お互いに連絡を密にし、項目間の整合を図らなければならない。

8. 変更契約

- ・ 本業務内容及び数量に変動があった場合は、契約変更の対象とするが、監督員へ書面で事前に承認を得るものとする。
なお、事案毎に打合協議簿を事前に提出するものとする。

9. 設計根拠の明示

- ・ 本業務に用いる考え方、設計方法、設計基準等については、その出典根拠を明確にするとともに、使用した文献についても報告書にわかりやすく記載し、関係資料については報告書に添付する。

10. 提出資料

- ・ 報告書は、原稿を別にして A4 版で作成し、表紙及び背表紙には金文字で「年度・業務名・年月・発注者名・受注者名」を明記し、3 部提出すること。また、報告書に関する資料等については、データ形式（CD-R 等）でも 3 部提出すること。
- ・ 原図及び原稿については、1 部提出するものとする。
- ・ 本業務の成果品について、発注者より検査前等に仮納品の要求があった場合は応じなければならない。しかし、特別な理由により応じることが出来ないのであれば、その理由を書面に付し提出すること。
- ・ 電子データについては、佐賀県電子納品運用ガイドラインにより作成し納品すること。

第4章 業務内容

佐賀県の管理する 13 ダムを対象として既設ダムを最大限に活用することを目的とし、既設ダムの現有機能を点検し、運用上の課題等を整理し、ダム再生計画基本方針立案に向けた基礎資料を整備する。

1. 計画・準備

- ・ 本業務に関する業務目的、契約図書、指示事項及び貸与資料等を十分に把握した上で作業方針及び業務工程を検討し、受注者は契約後速やかに業務計画書を作成し、監督員に提出して承諾を得なければならない。
- ・ 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記入するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 工程表（打合せ計画）
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 照査
 - (6) その他
- ・ 受注者は貸与資料に基づき現地踏査を行い、現地状況を把握するものとし、貸与資料と既存施設に相違等がある場合は、速やかに監督員に協議するものとする。

2. 資料収集整理

- ・ 検討対象とする 13 ダムについて、ダム諸元（本体、貯水池、管理設備・施設等）、ダム計画、基本方針・整備計画、操作規則・細則・実施要領、主要洪水・濁水状況、下流河川の改修状況、流下能力等について資料収集整理を行う。
- ・ また、管理月報や日報、洪水調節報告書等ダム操作記録、利水補給実績、堆砂状況等のダム運用実績を収集・把握する。
- ・ その他、業務に必要となる資料収集については、監督員と協議し実施する。

3. 既設ダムの点検・検証

①治水に関する点検

- ・ 検討対象とする 13 ダムにおける現在の洪水調節能力の増強の必要性について、過去の洪水被害、降雨特性の変化、下流河道の流下能力・整備状況等により検証し、課題を抽出・整理する。
- ・ また、ダム計画時と洪水調節実績との整合性・乖離の状況を把握し、特に、洪水外力変化に起因する降雨特性の変化が治水機能に与える影響を評価する。

②利水に関する点検

- ・ 検討対象とする 13 ダムにおける利水補給能力の増強の必要性について、過去の濁水被害、流況の変化、補給実績等から検証し、課題を抽出・整理する。
- ・ また、ダム計画時と利水運用実績との整合性・乖離の状況を把握し、治水機能への寄与の可能性を検証する。

③堆砂に関する点検

- ・ 検討対象とする 13 ダムにおいて、「ダム貯水池土砂管理の手引き(案)H30年3月」に基づく

堆砂進行度(堆砂量と堆砂速度)、堆砂形状の変化傾向等を整理し、堆砂の各管理水準(3項目)を検証し、課題を抽出・整理する。

④計画の見直し状況の把握

- ・ 河川整備基本方針及び整備計画の見直し(過去の検討、検討中含む)の有無と見直し理由を把握する。

⑤総括整理

- ・ 各ダムの点検結果を総括整理し、課題を一覧表に整理する。

4. 再生候補ダムの選定

- ・ 上記の点検結果を踏まえて、治水機能の確保・向上において、各水系の課題とダムの課題に留意して総合的な技術評価を行い、再生候補ダムを選定する。(ソフト対策1ダム+ハード対策2ダム程度)

5. 貯水池の有効活用方策の検討(ソフト対策)

再生候補のダムを対象として、貯水池有効活用方策を検討する。

多様な波形による検討

- ・ ダム計画・基本方針・整備計画波形、近年の主要出水波形等を計画規模・気候変動を考慮した外力による洪水調節容量、最高貯水位、下流放流量等を把握する。

操作ルールの工夫

- ・ 下流の無害流量を踏まえ、洪水調節方式を変化させた場合の効果・影響を検討する。

予備放流の検討

- ・ 予備放流を設定した場合の洪水調節機能増への可能性を検討する。

事前放流の検討

- ・ 事前放流の必要性、実施可能性等を検討する。

考察

- ・ 上記の検討結果を踏まえ、効果的な操作方法に関する考察を行う。

6. 報告書作成

- ・ 上記の検討結果を簡潔にとりまとめ、報告書を作成する。

7. 打合せ協議

- ・ 業務を円滑に進めるため、打合を4回以上行う。業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会う。

第5章 個人情報の取り扱い

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいい、特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名(課、 係等) 事務名(事務担当者) 等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料

等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

（事務従事者への周知及び指導監督）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

（1）在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

（2）前号に違反した場合は佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）上の罰則規定に基づき処罰される場合があること

（3）その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

（報告及び検査）

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っ

ている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注) 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

第6章 ウィークリースタンス

- ・本業務は、ウィークリースタンスの対象である。業務の実施にあたっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第7章 定めなき事項

- ・本特別仕様書に定めなき事項または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じ監督職員と協議するものとする。
- ・また、協議内容は書面による業務打合簿にて、すべて整理するものとする。